

非公開

※「一定の結論を公表した後、速やかに公開。」

(令和4年5月13日公開)

2022年4月15日

美添泰人・稲葉由之・川崎玉恵・西郷浩

土屋隆裕・樋田勉・舟岡史雄

遡及改定の方針（案）

本検討会議の使命は、建設工事受注動態統計調査について、二重計上等の影響を排除した適正な数値に遡及改定するための方策を早急に示すことである。また、建設工事受注動態統計調査の調査結果は、GDPの算定等に使われている建設総合統計にも用いられており、建設総合統計についても同様に遡及改定を行うべきである。こうした点を踏まえて、今回の遡及改定の方針を以下のとおり定める。

1 遡及改定の方針

今回の遡及改定は、以下の方針に沿って実施する。

- (1) 二重計上等の問題が生じた時点で本来行うべきであった方法を、可能な限り再現する。
- (2) 建設工事受注動態統計調査および建設総合統計について、現行の標本設計等を前提として、二重計上等の影響を排除した数値への遡及改定をできる限り早期に実現する。

対象期間

遡及改定を行う期間は、二重計上等の影響が生じた平成25年4月分以降とする。

なお、それ以前の時期も合算処理が行われていたが、欠測値補完を行っていないため受注額の過大推計を引き起こしてはいない。また、遅れて提出された調査票の処理に関して一定の合理性があるため、今回の遡及改定の対象期間とはしない。

2 建設工事受注動態統計調査の推計手法

- 問題が生じていた時点で本来行うべきであった方法を可能な限り再現するという基本的な考え方に沿えば、当月分と合わせて過去月分を提出している事業者については当月分の調査票のみを集計に利用し、当月分を提出していない事業者については欠測値補完を行うことが適当である。
- 当月分を含む複数月分が提出されている場合、調査票表面の受注高は合算処理が行われているため、当月分の受注高を推計する必要がある。
- 提出された調査票を本来の受注月に割り当てる方法および合算された受注高を各受注月へ配分する方法について、別紙のとおり具体的な推計手法の案を提示する。

推計手法の検証

提案している推計手法が、過去月分を合算した受注額から当月分のみ受注額をどの程度

正しく復元できるかを確認する必要がある。この点では、令和2年度分については調査票の復元を不可能とする書き換えがほとんど行われておらず、当月分のみデータを作成することが可能であり、さらに令和2年4月分～12月分については提出月の把握が可能である。このことから、令和2年4月分から12月分までを調査票原票の重点的な整備期間とし、この期間のパネルデータを用いて提案する推計手法の妥当性を比較・検証し、最も適切な推計手法を決定する。

3 建設総合統計の推計手法

- 建設工事受注動態統計調査と同様に、問題が生じていた時点で本来行うべきであった方法を可能な限り再現するという基本的な考え方に沿って、当月分と合わせて過去月分を提出している事業者については、当月分の調査票のみを集計に利用し、当月分を提出していない事業者については、欠測値補完を行う。
- 提出された調査票を本来の受注月に割り当てる方法は、建設工事受注動態統計調査に適用する方法と同じものを用いることが適当である。
- 二重計上の影響を排除する他は、補正率、進捗率等については、従来の建設総合統計の作成方法に従う。